

◎保健師助産師看護師法及び看護師等

の人材確保の促進に関する法律の一

部を改正する法律

(平成二十二年七月二十五日法律第七八号(参))

一、提案理由(平成二十二年七月一日・参議院本会議)

○辻泰弘君 たいいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会を代表して、その提案の趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

今日、我が国医療は、高齢化の進行、国民のニーズや療養の場の多様化、財政上の制約、要員確保の困難性、不採算部門の縮小などに直面する中で、その本来の機能が十分果たされない状況が生じ、また、医療従事者がその任を全うすることあたわず、退出せざるを得ない事態も現出するなど、危機的な状況に立ち至っているのが現状であります。

しかし、たとえそのような状況の下に置かれていようとも、常に強い使命感と倫理観を併せ持ち、患者の健康回復のため

に、人々の幸せのために、自己犠牲をもいとわぬほどの献身的な姿勢をもって最善を尽くし、事に当たる多くの医療従事者の方々の存在があればこそ、今日の日本の医療が支えられていることを、私どもは改めて心に銘記しなければなりません。

今、国民が最も強く求めている政策課題の一つが安心できる良質な医療の提供体制の確立であります。そのためには、医師等の方々に対する対応と同時に、医療従事者の中で最も多数を占め、チーム医療の中で果たすべき役割が大きく、活動の場も多様化している看護職の領域において、看護職員の資質及び能力の一層の向上を図ることが急務となっております。

同時に、看護職をより一層魅力ある専門職とすることにより、医療現場の最前線を支える志ある有能な看護職員を確保することが強く求められているのであります。

かかる現状にかんがみ、本法律案は、国家試験の受験資格を改めるとともに、新人看護職員の臨床研修その他の研修等について定めるものであります。

次に、本法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、受験資格に関して、保健師助産師看護師法において、保健師国家試験及び助産師国家試験の受験資格について、文部科学大臣の指定した学校における修業年限を六か月以上から一年以上に延長するとともに、看護師国家試験の受験資格を有す

る者として、現行の規定に加えて、「文部科学大臣の指定した大学において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者」を明記することとしております。

第二に、研修に関して、保健師助産師看護師法において、保健師、助産師、看護師及び准看護師は、免許を受けた後も、臨床研修その他の研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならないものと規定しております。

同時に、看護師等の人材確保の促進に関する法律において、まず、看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針に定める事項及び国の責務として、「看護師等の研修等」を、また、病院等の開設者等の責務として、「新たに業務に従事する看護師等に対する臨床研修その他の研修の実施」及び「看護師等が自ら研修を受ける機会を確保できるようにするために必要な配慮」を、さらに、看護師等の責務として、「研修を受ける等」をそれぞれ明記することとしております。

なお、この法律は平成二十二年四月一日から施行することとしております。

以上が、この法律案の趣旨及び内容の概要であります。

なお、本法律案は、厚生労働委員会において全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決定したものでござい

す。

何とぞ速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院厚生労働委員長報告(平成二十一年七月九日)

○田村憲久君 たいま議題となりました保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、看護師等の資質及び能力の一層の向上を図るため、看護師等の国家試験の受験資格を改めるとともに、看護師等の研修等について所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、保健師及び助産師の国家試験の受験資格について、修業年限を現行の六月以上から一年以上に延長すること、

第二に、看護師国家試験の受験資格について、大学において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者を法律上明記すること、

第三に、看護師等の研修等について国等の責務を法律上明記すること

等であります。

本案は、参議院提出に係るもので、去る七月七日日本委員会に

付託され、昨日参議院厚生労働委員長から提案理由の説明を聴取し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

(注) 参議院においては、委員会の審査は省略された。